

確認検査業務手数料

2017.7.18

別表第1 確認申請手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	一般的な木造戸建て住宅・長屋	その他
100㎡以内のもの	20,000	30,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	25,000	50,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	40,000	75,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	120,000	140,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	180,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	250,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	300,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	350,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	400,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	450,000

別表第2 中間検査手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	一般的な木造戸建て住宅・長屋	その他
100㎡以内のもの	26,000	48,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	36,000	60,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	45,000	70,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	90,000	90,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	130,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	150,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	160,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	175,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	225,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	300,000

別表第3 完了検査手数料(中間検査を行った建築物)(第7条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	一般的な木造戸建て住宅・長屋	その他
100㎡以内のもの	27,000	50,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	37,000	60,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	45,000	80,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	90,000	90,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	—	130,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	—	170,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	—	210,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	—	230,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	—	270,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	—	330,000

別表第4 完了検査手数料(中間検査を行っていない建築物)(第7条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位円)	
	建物の用途等	
	一般的な木造戸建て住宅・長屋	その他
同上（別表第3）		

別表第8 その他の手数料の加算について(第15条関係)

手数料の加算するもの	加算額(単位:円)
200㎡以下で構造計算の審査を要するもの ※1	20,000
500㎡以下で構造計算の審査を要するもの ※1	30,000
構造図の審査を要するもの(構造計算書なし) ※1	10,000
2以上の建築物があり、建築物毎に構造計算の審査を要するもの ※2	確認申請手数料の2割に相当する額
天空率・避難・耐火検証の審査を要するもの	確認申請手数料の2割に相当する額
申請内容不備により審査困難なもの	通常手数料の5割

※1 混構造の場合は、構造種別毎。

※2 構造上別棟である場合は2以上の建築物とみなし、建築物数毎に2割に相当する額を加算。

建築物に関する確認の審査において、構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合は、整合性に係る手数料として、次のとおり、手数料を加算することができる。

10,000円

世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は次のとおり、手数料を加算することができる。 ※3

10,000円

中間検査、完了検査において、建築主等の都合により、検査予定日の変更、又は取消があった場合には、次のとおり、手数料を徴収することができる。

検査予定日の前営業日

10,000円

検査予定日の当日

手数料の全額

完了検査手数料に加算する手数料(省エネ適合判定対象建築物の場合)

省エネ適合性判定対象建築物の場合は、別表第3の各区分の完了検査手数料に下記の加算額を加えた手数料とすることができる。

床面積の合計	加算額(単位:円)
100㎡以内のもの	8,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	10,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	16,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	26,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	36,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	40,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	44,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	48,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内のもの	54,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	64,000

なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値に規定値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とする。ただし、規定値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とする。

軽微な変更説明書に関する手数料

3,000円

確認申請書記載事項変更届(誤記訂正)

3,000円

建築主・工事監理者・工事施工者(変更)届

2,000円

帳簿記載事項証明書発行手数料

※3

4,000円

※3 課税対象。(金額は税抜)

ただし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。